

選挙管理行政と投票所数

The Election Administration and the Number of the Polling Places

光延 忠彦

MITSUNOBU Tadahiko

要旨

選挙における投票率の在り方は、政治参加の評価に直結するため重要な論点をして長らく研究対象にされて来た。多くの選挙研究は、そのためにより高度な方法論を競って議論を蓄積させたのである。しかしながら、そうした中でも、投票率の在り方に影響を与える要因としての投票機会の保証を如何に確保するかと言った点からの選挙研究は必ずしも多くない。そこで本稿は、投票機会の保障を規定する選挙管理行政について、島根県という全国的にも稀な高い投票率を戦後維持してきた中核自治体を事例に検討する。

その結果、自治体における選挙管理行政は、従来、国からの関与が少ないため自治体の裁量を高める方向で機能して来た。しかし、2000年代中葉期の行政の効率化という制度改革によって、この選挙管理行政の自立性そのものが、寧ろ逆に、選挙の本来的意義としての代表選出のための政治的参加を抑制させる方向で機能したという点を、本稿は実証する。

1. はじめに

国政選挙における島根県の投票率は、近年低下傾向を示すものの「55年体制」の成立以降では60%台後半から80%台後半を維持して、依然として47都道府県の中では高位に位置づけられる。衆院選では、1946年の第1回選挙で78.81%になり、第2回では若干下がる(76.86%)が、第3回では89.92%と上昇し、直近の12年の選挙まで47都道府県の中では高い投票率を維持し続けた。このような高い投票率は、選挙制度に変更が加えられた96年選挙以降こそ70%台に低下したが、49年選挙から93年選挙まで40有余年間継続されたのである。

一方で、島根県とは有権者数や投票率で対照的な大都市部の東京都の場合、衆院選挙の投票率は必ずしも高く推移した訳ではない。こうした点は、全国平均でも同様である(図1)¹。このような状況は参院選挙にも共通したことが図2から読み取れる。こうした実態から国政選挙における島根県の投票率は「高い」ということで注目されるようになった。しかしながら、このような投票率を維持し続けられた一要因としての選挙管理行政は、なぜそう為し得たのか。有権者が投票するに際し、その投票を受容して調整するのが選挙管理行政に当たるが、この在り方は結果を左右する要因であるが故に重要になって来る。そこで、本稿は、こうした投票率に関わる選挙管理行政としての投票所の管理には、どのような特質が存在するのか、この点を島根県という中核自治体の事例を通じて検討する。

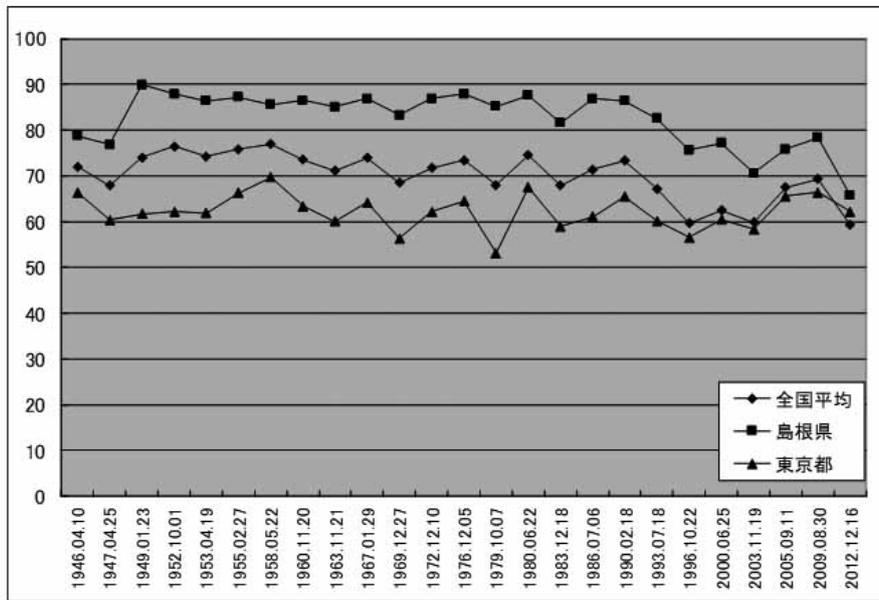


図1 衆議院議員選挙における投票率の推移² (単位%)

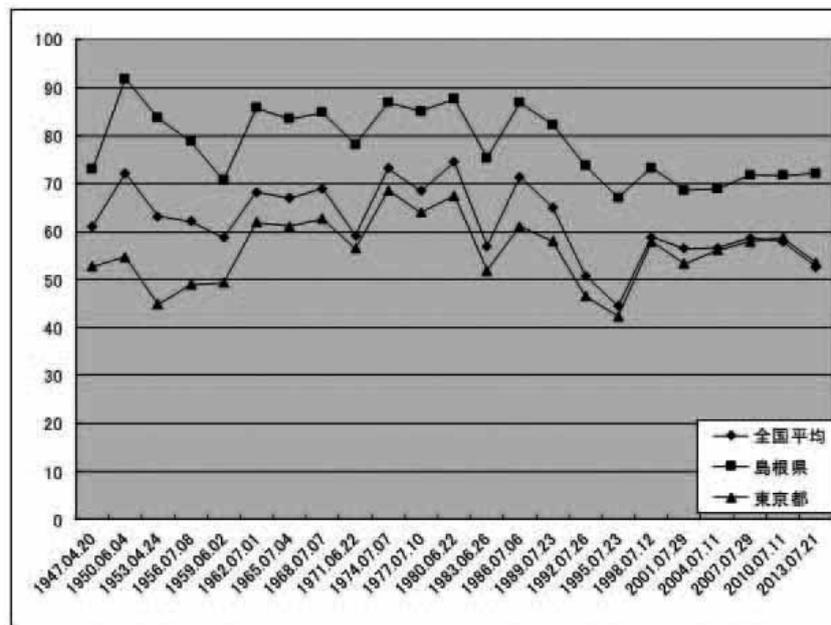


図2 参議院議員通常選挙における投票率の推移³ (単位%)

2. 自治体における選挙管理行政の意義

日本における国政選挙に関する先行研究では、自治体毎や国内を対象にした投票率の高低の状況やその要因についての議論が多く蓄積されて来た⁴。そこでは、有権者の投票に関する心理的な要因や天候や選挙区特性などの環境要因から説明する有権者の投票行動に関する議論が多数を占めた。ただ、投票率に関する代表的な議論としての低下傾向の要因などを分析する、いわゆる棄権者数の増加に関する議論で見れば、投票者や棄権者の都合

選挙年	自民系	社会	共産	その他	候補数
1958.05.22	4 (3)	2 (2)			6
1960.11.20	4 (4)	1 (1)		1 (0)	6
1963.11.21	4 (4)	2 (1)			6
1967.01.29	4 (4)	2 (1)			6
1969.12.27	4 (4)	2 (1)			6
1972.12.10	4 (4)	2 (1)			6
1976.12.05	4 (3)	2 (2)	1 (0)		7
1979.10.07	3 (3)	2 (1)	1 (1)	1 (0)	7
1980.06.22	3 (3)	2 (2)	1 (0)		6
1983.12.18	3 (3)	2 (1)	1 (1)		6
1986.07.06	4 (3)	2 (2)	1 (0)		7

表1 中選挙区制下における島根県全県区の衆議院議員選挙の候補者数と当選者数⁵
 () 内は当選者数。絶対得票率10%以上の候補者を抽出。

のみならず、有権者が置かれた投票に関わる制度やその運用などと言った自治体の選挙管理行政という点にも依存しているように考えられる。それというのも、国政選挙や地方選挙など、いずれの選挙においても選挙を実施する根拠は、公職選挙法や地方自治法、さらには地方財政法などの法令によっているからである。それを適用して選挙を実施しているのが選挙管理行政である。

このような背景があったが故に、13年5月の公職選挙法の改正によって13年7月に実施された参院選挙では、市町村合併後初となる選挙での投票所数の減少へ、有権者の多くの関心が集まった⁶。全国紙はもとより地方紙もこの点を大きく報道した。島根県のような中山間地域の自治体では、有権者の居住地から投票所までの距離が従来以上に増えるため、高齢者などの投票機会を如何に確保するかという点から議論が集中した⁷。それとも言える島根県のような人口の少ない全県1区の中選挙区を有する非都市部自治体の置かれた歴史的背景の存在故である。島根県における選挙での投票所の配置が議員の選出に多大の影響を与えていた可能性が存在したからである。

衆院選挙の現行制度では96年10月の選挙から小選挙区制が導入されたが、それまで選挙区を単位とする選挙では、定数2～5名などの単記非委議投票、いわゆる中選挙区制下で行われていた。島根県の場合は、全県選挙区で定数が5名であった。中選挙区制下の島根全県区選挙では有力候補が5議席をめぐって選挙戦を展開した。衆院選挙の中選挙区下における島根全県区の候補者数と当選者数をまとめたものが表1である。

これによると、「55年体制」の成立以降、5名の定数に対し自民党および保守系が4人、社会党が2人で競合する中、共産党1人が76年選挙から立つようになると、有力候補は6～7人が、5議席を巡って選挙で競合するようになった。自民党保守系4人と社会党2人の候補者数が定着する中、共産党が立候補のみならず、79年の選挙から当選さえするようになると、中選挙区下の選挙では「当落は投票箱の蓋をあけて見ないと分からない」とまで選挙関係者に言わしめるほど、激しい票の争奪が繰り広げられた。このような選挙の候補者や選挙運動団体は、中山間地の少数の有権者しか居住しない集落にまで分け入って選挙運動を展開した。その結果、「投票日に地元にはいた人々は、全部といってもよいほ

ど投票に出かける⁸」ことになった。つまり、選挙運動は最後の1人までをも投票所へ有権者を駆り立てる有権者の「囲い込み運動」と化したのである⁹。ここでは、候補者にとって「投票所」は、「掘り起こした票」の「受け皿」として作動した。当選第一主義の候補者は、「票の受け皿」としての投票所数に関心を向けないはずはない。選挙関係者にとって投票所数が重視される所以である¹⁰。

また、投票率に関する島根県のような小規模中核自治体¹¹を対象にした先行研究は寡少であった¹²。それらにおいても、県内住民の政治意識と投票行動とがどのような関係で成り立っているのかに焦点があったため、選挙管理、すなわち特定の行政区画を単位とした有権者と投票機会の保障からの議論は蓄積されてはいなかった。従って、日本国内でもまた島根県の場合でも、本稿で扱うような選挙管理行政に着目した議論は、00年代中葉以降、島根県でも減少した投票率低下の要因に何らかの含意を提出できるであろう。

更に、そもそも国や自治体の選挙管理行政¹³では、国政選挙であってもその事務の所掌は財政措置を含めて基礎自治体の選挙執行部門に委ねられ、中核自治体の選挙行政を集約する立場の選挙管理部門は、基礎自治体の選挙行政に対し非権力的な行政行為の権限しか与えられていない。加えて、国の国政選挙を所掌した選挙管理部門と中核自治体の選挙管理部門との関係も国と中核自治体との関係と同様であった。これに対し、基礎自治体の国政選挙を所掌する部門には投票所の数やその設置はもとより国政選挙であっても、実施に伴う裁量が自律的に付与されていたため、地域に、より身近の基礎自治体の選挙執行部門に何らかの政治的判断が関与し得たとしてもそれは想像に難くない。そこで以下ではこの投票所がどのように特徴づけられるのか、この点を検討する。

3. 島根県の選挙管理行政

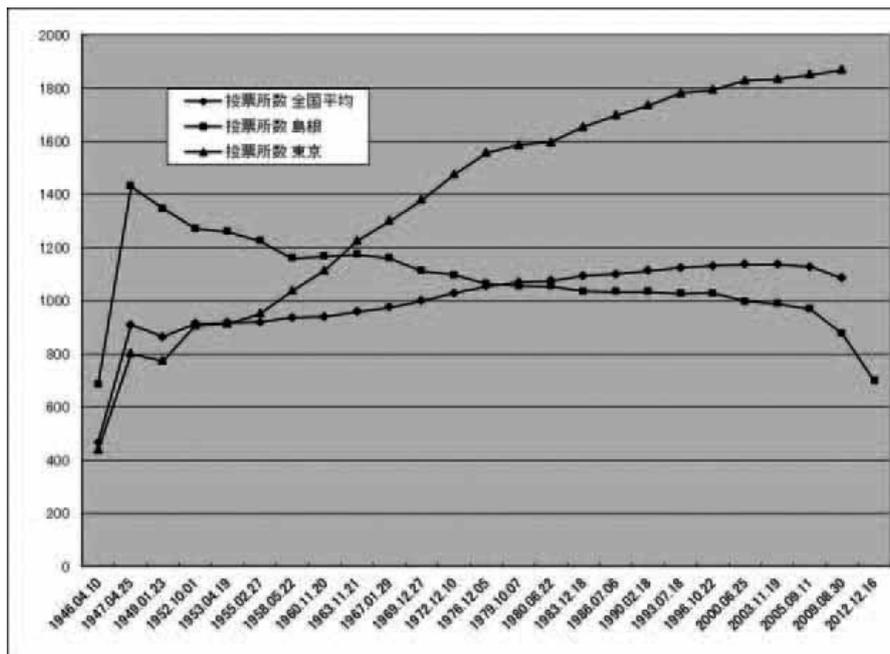


図3 島根県、東京都、全国平均の投票所数の推移¹⁴

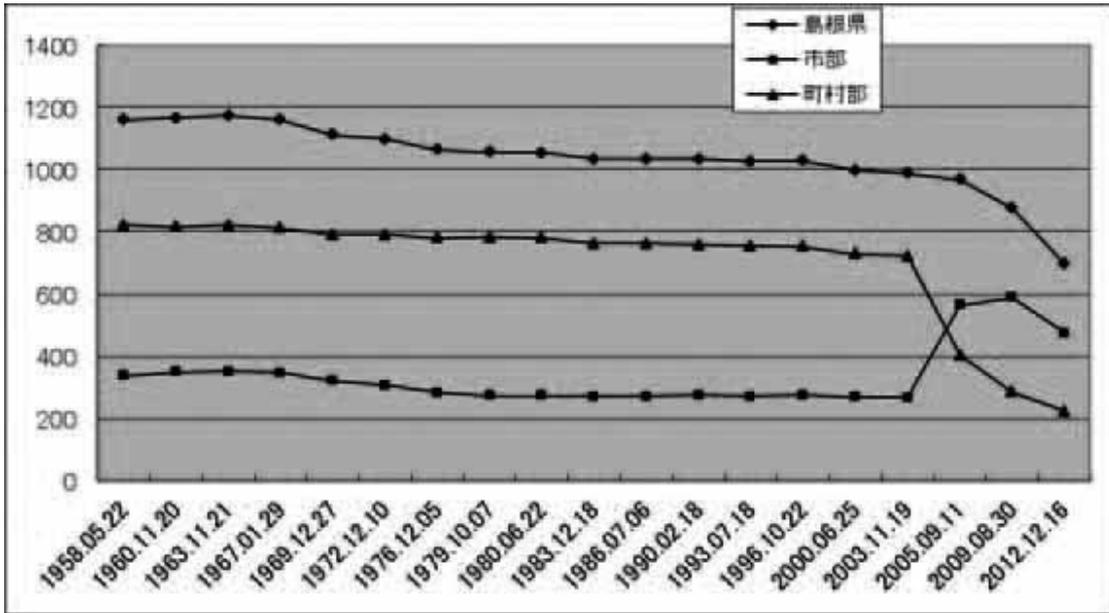


図4 島根県、県内市部、町村部別の投票所数の推移¹⁵

島根県の投票所数は、大都市部の東京都や全国平均とは異なる。図3によれば、58年

	市部増加率		町村増加率		
衆院選挙年	有権者増加率	所数増加率	衆院選挙年	有権者増加率	所数増加率
1958.05.22	1	1	1958.05.22	1	1
1960.11.20	1.05	1.04	1960.11.20	0.98	0.99
1963.11.21	1.01	1	1963.11.21	0.97	1.01
1967.01.29	1.01	0.99	1967.01.29	0.95	0.99
1969.12.27	1.07	0.93	1969.12.27	0.99	0.97
1972.12.10	1.02	0.95	1972.12.10	0.99	1
1976.12.05	1.05	0.93	1976.12.05	1	0.99
1979.10.07	1.03	0.96	1979.10.07	1.01	1
1980.06.22	1.01	1	1980.06.22	1	1
1983.12.18	1.03	0.99	1983.12.18	1	0.98
1986.07.06	1.02	1	1986.07.06	0.99	1
1990.02.18	1.02	1.01	1990.02.18	0.99	1
1993.07.18	1.02	0.99	1993.07.18	0.99	0.99
1996.10.22	1.02	1.01	1996.10.22	1	1
2000.06.25	1.02	0.98	2000.06.25	1	0.97
2003.11.19	1.01	0.99	2003.11.19	1	0.99
2005.09.11	1.33	2.12	2005.09.11	0.51	0.56
2009.08.30	1.03	1.04	2009.08.30	0.8	0.71
2012.12.16	1.05	0.81	2012.12.16	0.64	0.78
	相関係数	0.9294		相関係数	0.9488

表2 島根県内市部、町村部における有権者数と投票所数の増加率の推移¹⁷

選挙から69年選挙までは1千1百台で推移するものの、72年選挙から1千台に落ち、00年以降ではさらに落ちて9百台までになっている。東京都の場合とは逆に島根県の投票所数は長期逡減の状況を示しているのである。では次に島根県の場合を自治体別に詳細に見よう。島根県内でも市部では03年選挙まで投票所数がほぼ一定している。大きく減少したのは05年選挙からである。この要因は、市町村合併や国政選挙費の削減などの外部要因に依るところが大きい。更にこの傾向は、町村部を見るとさらに顕著になる(図4)。

有権者数が増加すれば、それに伴って投票所数も増大するのが一般的であるが、島根県の場合はどうであろうか。有権者数の増加と投票所数とがどのような関係で成り立っているか、それを見たものが表2である。ここで、相関係数の強弱についての判断基準としては、相関係数 r について、 $0.8 \leq r$ の場合、強い関連性が有り、 $0.50 \leq r \leq 0.80$ の場合では関連性がある程度で、 $0.30 \leq r \leq 0.50$ では関連性は弱くなり、そして $0 \leq r \leq 0.30$

選挙年	島根県	松江	浜田	出雲	益田	大田	安来	江津	雲南
1976.12.15	1065	140	107	161	72	70	60	45	105
1979.10.07	1056	140	107	161	63	69	61	45	105
1980.06.22	1055	140	107	161	63	69	60	45	105
1983.12.18	1035	139	107	146	63	69	54	45	105
1986.07.06	1034	139	106	146	63	69	54	45	105
1990.02.18	1034	140	107	146	63	69	53	46	104
1993.07.18	1027	141	108	142	63	64	53	46	104
1996.10.22	1028	143	108	141	63	64	53	46	104
2000.06.25	998	144	108	135	63	57	37	45	103
2003.11.19	989	140	106	134	62	57	35	46	103
2005.09.11	969	139	105	134	62	57	35	46	103
2009.08.30	876	135	104	89	62	56	35	28	103
2012.12.16	698	98	78	89	55	56	33	28	38

奥出雲	飯南	川本	美郷	邑南	津和野	吉賀	海士	西ノ島	知夫	隠岐の島
42	29	20	33	39	39	24	14	13	6	46
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	19	17	39	38	25	14	13	6	46
42	20	13	17	39	29	25	14	13	6	46
16	20	13	17	24	29	25	14	13	6	46

表3 島根県内全自治体の投票所数の推移

の場合、関連性は見られない、と通常解釈されている¹⁶。

これを判断材料に表2を見ると、市部も町村部も有権者の移動に合わせて投票所数を調整したようにさえ見られるが、ただし、有権者数が増えればそれに沿って投票所も増やす一方、町村部では有権者数が減っても投票所は減らさず維持している格好であった。町村部では有権者が前回選挙から減少してもそれに沿ってその率以上に投票所を減らしたのは20回中でわずかに2回の選挙でしかない。こうした点を更に自治体別に検証して見たのが表3である。

表3は、島根県内全市町村別の投票所数の推移を見たものである¹⁸。これを見ると00年代中葉まで町村部のみならず市部でも多くの自治体で投票所数がほぼ一定に維持されている。このことから、投票所数は有権者の動向に拘わらず一定の規模が保たれた格好である。各々自治体毎に投票所の数が状況に応じて配置されたということの背景にはどのような点があったのか、この点を次に検討して見よう。

4. 自治体行政の投票所数の管理

そもそも投票所数の決定は基礎自治体の裁量になるという点が先ず挙げられる。69年に旧自治省が示した投票所の設置基準によれば、自治体に1箇所設置することは必要であるが、この点が保障されればそれ以上に投票所数を増やすことも自治体の裁量とされた¹⁹。こうした選挙の実施についての根拠には、総務省設置法第14条、地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等がある。

これらに規定される選挙管理経費としては、市町村などの基礎自治体をまとめる都道府県選挙管理委員会が行う事務の経費として①公営費²⁰、②選挙公報発行費²¹、③啓発費²²、④開票速報委託費等²³、⑤市区町村への交付費²⁴が、総務省から中核自治体の選挙管理委員会に委託される。これを受ける基礎自治体の選挙管理委員会は、これらのうちの②の選挙公報の配布費用と③の選挙啓発費を委託される。このため、市区町村に交付される⑤の経費は、市区町村の選挙の執行経費として、投票所経費²⁵、期日前投票所経費²⁶、ポスター掲示場費²⁷、開票所費等²⁸に使用される。

つまり、総務省が中核自治体に委託する経費は、中核自治体内に関する選挙事務についてのみであり、基礎自治体には、その経費のうちの選挙の実施事務に関する経費が中核自治体の選挙管理委員会を経由して委託される仕組みである。それだけ基礎自治体の選挙における自立性が高いと言うことである。

逆に見ると、こうした経費は基礎自治体の申請に基づく。市町村の選挙管理委員会は、衆議院、参議院通常選挙などの国政選挙に関し、選挙の執行経費基準表を作成してこれを都道府県の選挙管理委員会に申請する。この申請を中核自治体の選挙管理委員会は集約して総務省に申請する。ここで中核自治体が調整するのは、この申請をまとめる事務のみである。この申請書における各種費用は、当日の有権者数と投票所数を軸にした詳細な規定に沿って積み上げ方式で算定される。このように、確かに国政選挙に関する選挙執行事務経費は国費で賄われるが、しかしながら、選挙の実施に関わる事務は、旧自治省の有権者数3000人以上の投票所をつくらないという指導を別にすれば、投票場所の選定とその数

に関し自治体に裁量が与えられている。

ところが、こうした投票場所の選定とその数に対する自治体の裁量に関わる制度が見直された。第一に、05年前後の全国的な「平成の市町村合併」によって投票所数が削減された。多くの自治体は05年の合併特例債発行期限の終了時までには合併した。合併を期に投票所数を削減した基礎自治体としては、島根県内では、出雲市、江津市、飯南町、川本町、津和野町の5市町村である。

この削減が始まったのは参院選では07年、衆院選では09年であった。島根県内のある基礎自治体の選挙管理委員会事務局への聞き取り調査によれば、市町村合併に伴って職員の定数が削減されたため従来の投票所数は維持できなくなり、削減された実態があった。その際、自治体の担当職員は、投票所を削減する地域に出向いて地域協議会などの住民団体との折衝を経て削減に踏み切ったようである。大都市部の東京都の場合などでは聞き取り調査によれば、投票所数は寧ろ増加させる方向であったが、島根県はもとおり、近隣の中核自治体の鳥取県や岡山県でも07年の統一地方選挙時の投票所数から11年の統一地方選挙までの間で、投票所数は削減率10%以上にもなっていた²⁹。ただ一方で、こうした制度の変更にも拘らず市町村合併によっても投票所数を削減しなかった基礎自治体も島根県内には存在した。19市町村のうち松江市、浜田市など14自治体がこれに該当する。このように、合併という制度変更によっても自治体によって事情は異なっているため、選挙管理行政における基礎自治体の裁量は機能したということである。

第二は、行政改革の影響がある。投票所数が実際に減少したのは、10年の参院選挙と12年の衆院選挙であった。この点は、自民党から民主党への政権交代によるものであった³⁰。09年8月の衆院選挙で政権が交代したことを受けて09年11月には、行政刷新会議による事業仕分けがあった。この仕分けでの仕分け側の意見への反映から、国政選挙における執行経費基準額が引き下げられる改正案が第174国会に提出された。ただ、ここでは審議未了で廃案になったため、10年の参院選挙は従来通りの選挙になった。ただ、こうした選挙費削減の方向は継続され、総務省は都道府県および市町村選挙管理委員会に可能な限り、効率的な選挙の執行と、経費の節減を求めた。このため、07年の参院選挙では516.6億円の経費が全国の自治体に委託されていたが、同改正案の成立後の10年参院選挙になると、452.1億円となって勢い13%の委託費が減額された。国会議員選挙に関する委託費は3年毎の参院通常選挙の際、見直しされることになっていたため、これ以降、投票所数の削減が本格化する。

そもそも戦後の国の自治体に対する国政選挙における選挙行政に関する指導や助言は、抑制的であった。国政選挙を所掌する総務省自治行政局選挙部(旧自治省行政局選挙部)は、日本国内の市区町村選挙管理委員会事務局に対し、1投票所の有権者数は3000人を上限として、投票所を設置することを主眼として指導はしても、それ以外の点については法令上の事項を除けば、不介入を原則として来ていた。こうした点の存在こそが、総務省自治行政局選挙部が中核自治体および基礎自治体の裁量の根拠であった。しかし、投票所という有権者の投票を保障する「場」としての投票所の選定とその数について、基礎自治体の数だけのバリエーションが存在するにも拘わらず、これを国が財政措置によって管理するとすれば、効率性の下で人口規模の小さい自治体こそが影響を受ける可能性が高くなる。従来総じてこうした小規模の基礎自治体こそ高い投票率を維持して来たにも拘わらず、逆

にこうした自治体こそ、今後投票率を低下させることになる可能性が出てきた。

5. おわりに

投票率の相対的高低を規定する条件は、究極的には有権者の投票参加への意思によるものであったとしても、国政選挙における投票参加制度をめぐる選挙管理行政の構造的特質が、一定の環境下では裁量行政を執行する基礎自治体の選挙管理部門の有権者への投票環境を後退させる要因とも成り得ると言うことがこの検討から得られる。長期に投票率の首位を占めた島根県の事例は、旧選挙制度時における投票所数をほぼ継続したことによる投票機会の保障という点が貢献したとも考えられる。ただし、本稿は、投票所と有権者との距離という資料が未だ自治体では整備されているわけではない現状があることから、投票率と投票所の数との関連を十分には検討できていないため、この点については更なる検証が欠かせない。ただ、このような方向は、確かに自治体の合併や行政改革という制度上のイシューによったとは言っても、それが政治参加の量を低下させる要因として機能したのではないかと評価に加えなければならない。この点こそが、制度を作動させることには忠実であっても、その制度はそもそも何を指す目的で機能しているのかと言った点に無頓着であることによって生じる当然の帰結と言うことにもなるからである。

さて、19年4月には統一地方選挙があるが、15年4月の統一地方選挙でも投票所数は削減された³¹。11年4月の統一地方選と比較すれば国内で1800余箇所の投票所が削減された。統一地方選挙は自治体選挙であるが、自治体の選挙における投票所数が国政選挙でも適用された経緯からすれば、次に予定されている19年7月の参議院選挙では3年前の同選挙時に比較して更に拍車が掛かる。鳥取県の減少率は前回比で17.3%であるが島根県の場合も16.2%に達している。地方分権の趨勢下、自治体の自律化が財政への経済性を追求することは団体自治の本旨とさえ言えるが、こうした効率性を重視する思考は、民主主義の基盤を為す選挙とは容易に折り合わない存在であることも一方で忘れてはならないことでもある。

【謝辞】

本稿は、平成30年度島根県立大学学術教育研究特別助成金（研究課題名：国政選挙における政治と行政の関係）による研究成果の一部である。ここに記して関係各位に謝意を表す。また、本稿は、千葉大学大学院編『人文社会科学研究論集』第30号および第31号で公刊された拙稿「国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究（1）および（2-完）の論考に加筆修正を行って異なる視角から新たに稿を起こしたものである。そして、この論考の編集の段階では、千葉大学大学院人文公共学府、紀要編集委員会の有益なコメントを頂いた。併せて感謝を申し上げる。

注

- ¹ 全国では、第1回、全国72.08%から開始され、1993年選挙まで、ほぼ60%台後半から70%台後半を維持し、乖離は55年体制前で20%台、55年体制後で10%台、2005年9月11日の選挙から10%未満になっている。
- ² 拙稿、「国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究(1)」千葉大学大学院人文社会科学研究評論『人文社会科学研究』第30号、2015年、67頁。
- ³ 同上。
- ⁴ 西澤由隆「地方選挙における投票率—合理的有権者の投票行動—」『都市問題』第82巻第10号、1991年10月号、27—44頁。宮野 勝「総選挙における投票率の説明」『社会学評論』第40巻第2号、1989年、166—179頁。小林良彰「議員定数不均衡に関する計量分析」『都市問題』第82巻第7号、1991年7月号、75—86頁。森脇俊雅「合併と地方議会活動—議員アンケート調査の分析を中心として—」『年報 選挙研究』NO.23、2008年、82—90頁。永山正男『年報 選挙研究』No.12、1997年、98—121頁。小林良彰「投票行動と政治意識に関する計量分析」『年報 選挙研究』No.2、1987年、26—63頁。松本正生「無党派時代の終焉—政党支持の変容過程—」『年報 選挙研究』No.21、2006年、39—50頁。松本正生「[そのつど支持]の政治的脈絡」『年報 選挙研究』29巻2号、2013年、60—73頁。浅野和生「戦前選挙における町村単位の集団投票—第16回～第20回総選挙における熊本第一区の投票結果の分析—」『年報 選挙研究』1988年、90—105頁。三船 毅「参議院選挙投票率の推移—選挙動員効果からみた亥年現象—」『年報 選挙研究』24巻1号、2008年、69—94頁。三船 毅・中村隆「衆議院選挙投票率の分析—1969年から2005年における年齢・時代・世代の影響—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、83—105頁。飯田 健「投票率の変化をもたらす要因—投票参加の時系列分析—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、107—118頁。田中善一郎「雨の選挙学(その1)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第7号、1980年、50—58頁。田中善一郎「雨の選挙学(その2)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第8号、1980年、40—52頁。田中善一郎「雨の選挙学(その3)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第9号、1980年、88—99頁。『年報 選挙研究』No.4、1989年。『年報 選挙研究』No.1、1986年。日本選挙学会編『棄権の実証的研究』選挙研究シリーズNo.10、1992年。山田真裕「投票率の要因分析—一九七九—八六年総選挙—」『年報 選挙研究』No.7、1992年、100—116頁。
- ⁵ 拙稿、前場書、69頁。
- ⁶ 島根県のことについては「投票率日本一の現場から(上)」『山陰中央新報』1993年7月13日、朝刊。
- ⁷ 姫路市選挙管理委員会編『投票区及び投票所の見直しについて』姫路市選挙管理委員会、2010年。箕面市選挙管理委員会編『箕面市における投票区・投票所の見直しについて』箕面市選挙管理委員会、2010年。小西健太他『投票区割り最適化のための多目的進化計算アルゴリズムにおける局所探索法の有効性』関西大学政策グリッドコンピューティング実験センター、2008年。

- ⁸ 山岡栄一・山田政治『島根県における政治意識と投票行動』島根県選挙管理委員会、1961年、36頁。
- ⁹ 中川政樹「政治参加と投票行動—島根県における高い投票率をめぐって—」『島根大学教育学部紀要（人文・社会科学）』第二十三巻第一号、1989年、5頁。
- ¹⁰ 山田政治「選挙にあらわれた政治意識—島根県の場合—」日本政治学会編『年報 政治学』1965年、189—194頁。中川、前掲書、5頁。
- ¹¹ 島根県の直近の2010年10月1日の国勢調査によると、人口は71万7397人であった。2013年10月1日の人口は70万2237人であった。
- ¹² 山田政治「島根県山間部農村の政治意識」島根学編『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47—72頁。山田、前掲書。山岡栄市「政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1967年第1集』公明選挙連盟、1968年、7—74頁。山田政治「政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1968年第3集』公明選挙連盟、1969年、7—88頁。中村 宏「島根の政治文化」島根大学編『山陰文化研究紀要』第22号、1982年、51—72頁。島根県の投票率に関する研究では、山田政治「島根県山間部農村の政治意識」『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47—72頁。中村 宏「地域政治の構造と動態—島根の保守政治集団の考察を中心に—」『島大法学』第26巻、第2・3号、1983年、23—58頁。山岡栄一『選挙調査研究紀要1967年第1集 政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—』、公明選挙連盟、1968年。山田政治『選挙調査研究紀要1968年第3集 政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—』公明選挙連盟、1969年。中川、前掲書、1—19頁。
- ¹³ 選挙管理行政に関しては、大西 裕『選挙管理の政治学』有斐閣、2013年がある。
- ¹⁴ 拙稿、「国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究（2）」千葉大学大学院人文社会科学部研究科編『人文社会科学研究』第31号、2015年、36頁。
- ¹⁵ 同上書、37頁。
- ¹⁶ 菅 民郎『Excelで学ぶ多変量解析入門』オーム社、2013年、26頁、43頁。
- ¹⁷ 同上書、38頁。
- ¹⁸ 同上書、39頁。市町村合併は、行政領域の変更を意味するため、島根県内で「平成の合併」が集中した2005年から2006年の以前と以後との市町村の行政領域を調整している。すなわち、合併後の市町村で合併前の市町村を補正している。例えば、雲南市は合併後にできた市であるが、合併前は、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、掛合町、吉田村であったが、この補正ではこれらの投票所数を合計して雲南市の投票所数に合算している。
- ¹⁹ 各自治体に1箇所が必置されれば、必要に応じて自治体の選挙管理委員会が決定できることになっている。旧自治省の設置基準では、①投票所までの距離が3キロ以上あることを解消に努めること。②1投票所当たりの有権者数はおおむね3千人までとされた。
- ²⁰ 新聞広告、政見放送、ポスター作成等の費用で候補者に交付される経費。
- ²¹ 選挙公報の印刷費等にかかる経費。
- ²² 選挙啓発経費。

- ²³ 開票速報業務経費。
- ²⁴ これが市区町村の選挙管理委員会に都道府県経由で交付される。
- ²⁵ 投票所に関する人件費等。
- ²⁶ 期日前投票所に関する人件費。
- ²⁷ 掲示場の設置撤去に関する費用。
- ²⁸ 開票所に関する人件費等の費用。
- ²⁹ 『朝日新聞』2010年12月5日朝刊。削減率が10%以上は、既述の3県であるが、5%以上～10%未満の都道府県は、北海道、秋田県、山形県、長野県、三重県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県であった。5%未満の自治体は、東京都、神奈川県、大阪府以外の自治体が相当した。
- ³⁰ 国会議員の選挙は、地方財政法および公職選挙法の規定に基づいて、国がその経費を全額負担することになっている。この国の負担については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律によるが、この法律が行政刷新会議の事業仕分けにかけられたのである。
- ³¹ 「統一選の投票所1800ヶ所減 バス送迎する自治体も」『朝日新聞』asahi.com ニュースの記事より。2015年4月に実施される統一地方選挙での投票所が、2011年の際より1800ヶ所減ることが分かった同紙の取材内容が掲載されている。同紙によると、戦後から増加していた投票所数が2000年代から減少傾向に転じたが、この背景には自治体の財政難があると指摘されている。しかし、過疎化の進行と合わせて今後さらに減少すれば、過疎地に暮らす高齢者の「一票」をどのように守るかが問われるという懸念が提示されている。